

姫路市立小中学校適正規模・適正配置
基本方針

令和 2 年 2 月
姫路市教育委員会

はじめに

近年、少子化の進展や家庭及び地域社会における子供の社会性を育成する機能の低下が中長期的に継続することが見込まれること等を背景として、教育的な視点から少子化に対応した活力ある学校づくりの方策を検討・実施していくことが求められている。

本市においては、令和元年度の児童生徒数は昭和 57 年度の約 55%と、約 36,000 人減少し、これと同様に、学校の規模、つまり 1 学校当たりの学級数についても減少傾向にある。また、その一方で、30 クラスを超える大きな規模の学校が存在している。

本市教育委員会事務局において、平成 27 年度から、国が策定した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を参考に、学校規模による課題やその対応策について調査・検討を行った。この検討を経て、教育的な視点から、少子化に対応した活力ある学校づくりに向け、市立小・中学校の望ましい学校規模及び将来における適正配置に関する基本方針を策定する必要があると考えた。そこで、平成 30 年 6 月、学識経験者等で構成した「姫路市立小中学校適正規模・適正配置審議会」を設置し審議していただくとともに、市民意見（パブリック・コメント）を募集しご意見をいただいた。これらを踏まえ、審議会からいただいた答申を基に、おおむね 10 年間を見据えた「姫路市立小中学校適正規模・適正配置基本方針」を策定した。

義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としている。このため、学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけでなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、規範意識等を身に付けさせることが重要である。そうした教育を十全に行うためには、小・中学校では、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいものとする。

教育委員会としては、学校規模により生じる可能性がある課題を解消する観点から、また、新学習指導要領が目指す主体的・対話的で深い学びを実現する観点から、望ましい教育環境を子供たちに提供することが我々の責務であると考えており、この基本方針に基づいて、姫路の子供たちが、より良質な環境で学ぶことができるよう姫路市立小・中学校の少子化に対応した活力ある学校づくりを進めていく。

なお、この基本方針は、今後、国や県における教育制度の変更、児童生徒数の変化等を受け、必要に応じて見直すものとする。

《目次》

1	国や本市の動向・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(1)	国の動向	
(2)	本市の動向	
2	児童生徒数の現状と見込み・・・・・・・・	4
(1)	児童生徒数と学級数の推移	
(2)	児童生徒数の将来的な見込み	
3	学校規模について・・・・・・・・	6
(1)	本市の現状	
(2)	学校が持つ役割及び学校規模の重要性	
(3)	望ましい学校規模	
(4)	望ましい学級規模	
4	学校配置について・・・・・・・・	10
(1)	学校配置についての考え方	
(2)	通学の現状	
(3)	通学距離等に関する法令基準等	
(4)	児童生徒の通学条件	
(5)	学校配置を考えるときの留意点	
5	少子化に対応した活力ある学校づくりに向けた取組における考え方・・・・	12
(1)	取組の必要性	
(2)	基本となる考え方	
(3)	保護者や地域住民等の参画	
(4)	市からの支援	
(5)	将来的な見通しに基づく計画的な実施	
(6)	検討する区域	
(7)	取組の段階及び内容	
(8)	取組方策を検討する対象	
(9)	取組方策	
6	少子化に対応した活力ある学校づくりに向けた取組の進め方・・・・	17
(1)	第1段階	
(2)	第2段階	
(3)	第3段階	
(4)	検討する取組方策	
(5)	特色ある学校づくり	
(6)	取組方策を協議する際の留意事項	
7	中長期的な課題又は附帯する課題・・・・・・・・	21
(1)	学級規模の視点	
(2)	学校施設の複合化	
(3)	地域づくりの議論への発展	

○資料

姫路市立小中学校適正規模・適正配置審議会について

1 国や本市の動向

(1) 国の動向

ア 「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」(平成 27 年 1 月)

国においては、平成 27 年 1 月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」(以下「適正規模等に関する手引」という。)を策定している。

これは、過去の学校統合に関する通知や手引、中央教育審議会での検討を受け、改めて、各市町村が教育的な視点から少子化に対応した活力ある学校づくりに向け、学校統合の適否やその進め方、小規模校を存置する場合の充実策等について検討する際の基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等を取りまとめたものである。

イ 学校教育法の改正

平成 27 年 6 月、学校教育法が改正され、平成 28 年 4 月から、義務教育学校という新たな学校の形態が制度化されることとなった。義務教育学校は、一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育 9 年間の学校教育目標を設定し、9 年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する新しい種類の学校であり、学級数は 18 学級以上 27 学級以下を標準としている。

義務教育学校に移行することにより、従前の小中一貫教育推進に当たって課題となっていた、学校間の調整事務による教職員の多忙化を解消できるだけでなく、校長が一人になることにより意思決定、意思統一が円滑になったり、人事異動があった場合等にも継続的・安定的に取組を実施できたりするなどのメリットが加わるものが考えられる。さらに、特別の教育課程を編成した特色ある取組が行えるようになる。

ウ 「次世代の学校・地域創生プラン」(平成 28 年 1 月)

国は、学校と地域が一体となって地方創生に取り組めるよう、平成 28 年 1 月「次世代の学校・地域創生プラン」を策定している。

その中で、地方創生の推進には、学校と地域が相互に関わり合い、学校を核として地域社会が活性化していくことが必要不可欠であるとの考えの下、学校・地域それぞれの視点に立ち、「次世代の学校・地域」両者一体となった体系的な取組を進めていくこととしている。

また、その際、学校に係る観点からは、「社会に開かれた教育課程」の実現、「地域とともにある学校」への転換という方向を、地域に係る観点からは、次代の郷土をつくる人材の育成、地域で家庭を支援し子育てできる環境づくりなどの方向を目指して取組を進めるとしている。

エ 学習指導要領の改訂

平成 29 年 3 月、小学校及び中学校の学習指導要領（以下「新学習指導要領」という。）が改訂された。新学習指導要領では、各学校においては、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実を図ることなどにより、生きる力を育むことを目指すことが示されている。中でも、「対話的な学び」を実現するには、自分で考えたことを意見交換したり、議論したりする活動を授業に積極的に取り入れることが重要となる。

また、小学校学習指導要領においては、互いの考えを伝えるなどしてグループや学級全体で話し合うような言語活動を通して指導することや、コミュニケーション能力の育成を促すための言語活動を積極的に行うこと、ペア・ワークやグループ・ワークなどの学習形態について適宜工夫することなどが示されている。

(2) 本市の動向

ア 教育委員会の取組

(ア) 「姫路市小学校適正規模について」（平成 21 年 3 月）

本市教育委員会の基本的な考え方をまとめた内容であり、学校の適正規模として、「小学校の学級数については 12 学級以上 24 学級以下が望ましい」としている。

また、5 学級以下の過小規模校は、校区見直しや統廃合も視野に入れた校区の再編を図り、一方で、31 学級以上の過大規模校は、児童数が減少傾向にある事由等から、直ちに分離・新設を行うべきではない、としている。

(イ) 「姫路市教育振興基本計画」（平成 27 年 3 月）

教育基本法第 17 条第 2 項に定める「教育振興基本計画」として、平成 27 年 3 月に「姫路市教育振興基本計画」を策定した。この計画は、本市における学校教育分野と社会教育分野に関する教育行政の中心的な計画であり、平成 31 年度までを計画期間としている。同計画で、「子供の学びを支える教育環境整備の推進」のための具体的取組として、「生活や学習集団としての望ましい教育環境を保つためには、一定の学校規模を保つことが重要であることから、過小規模校については、校区の見直しや統廃合も視野に入れた校区の再編を検討し、学校規模や配置の適正化を図る」こととしている。

(ウ) 学校評議員の設置

本市では、全ての市立学校園に学校評議員を設置している。校区内の各種団体や P T A 関係者等が学校評議員となって、学校と積極的に意見交換を行い、特色ある学校づくりなど様々な面で支援している。

(エ) 小中一貫教育の推進

本市では、平成 20 年 12 月に策定した「魅力ある姫路の教育創造プログラム」に基づき、平成 23 年度から小中一貫教育を全市展開している。中学校、義務教育学校校区を単位とした全 35 ブロックにおいて小中学校共通の教育目標を設定し、児童生徒の実態や地域の特性に応じた取組を通して、学力の向上と人間関係力の育成を目指している。

そのような中、ブロックにおける小中一貫教育の更なる推進を期し、平成 27 年 6 月の学校教育法の改正により制度化された「義務教育学校」の導入について学校と地域による検討が始まり、平成 30 年 4 月に白鷺小中学校が、平成 31 年 4 月に四郷学院が義務教育学校として開校した。さらに、令和 2 年度には豊富中学校ブロックで開校する予定である。

イ 学校と地域との関わり

本市においては、従前より、学校と地域が深く関わり合いながら学校教育が行われている。

具体的には、地域から学校への関わりとして、例えば、ゲストティーチャーとして学習面から、スクールヘルパーやこども見守り隊として子供の安全面から、また、学校評議員として学校運営面からなど、様々な形で学校教育に関わっている。

また、学校から地域への関わりとして、例えば、社会科において地域の産業について学習したり、総合的な学習の時間において郷土の歴史や史跡などについて学習したり、また、生活科や理科において地域の自然について学習したりしている。

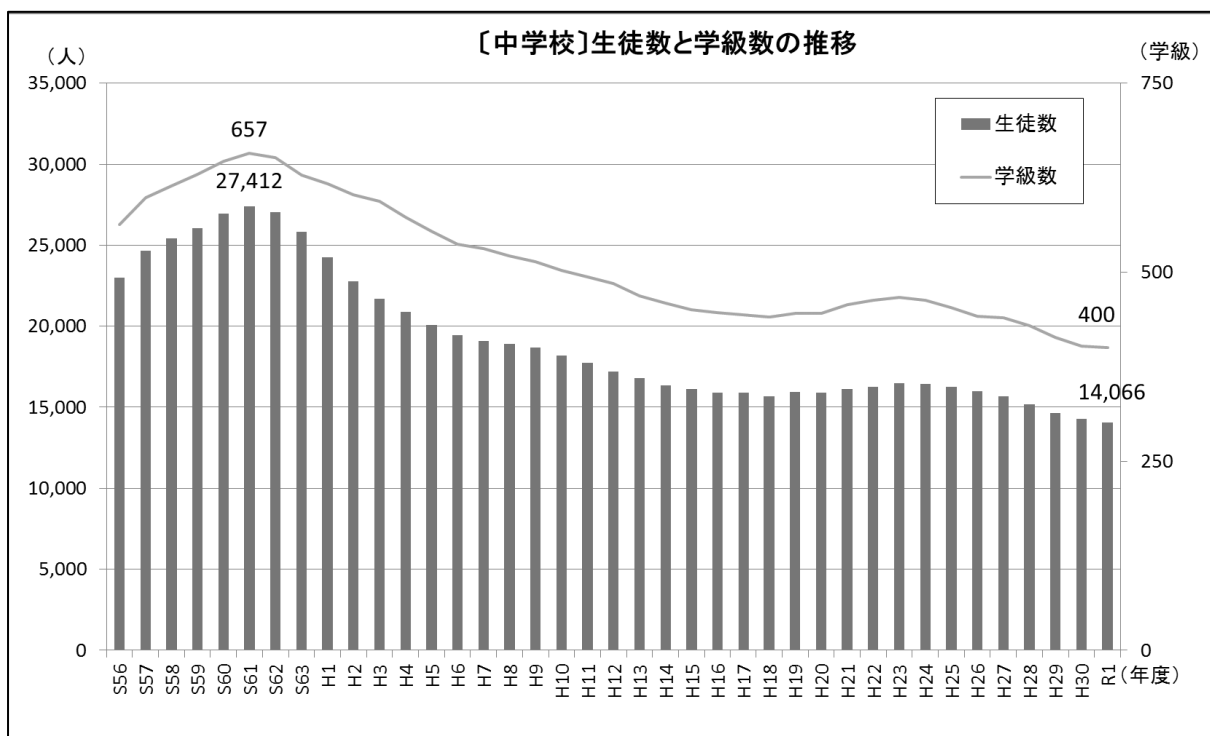
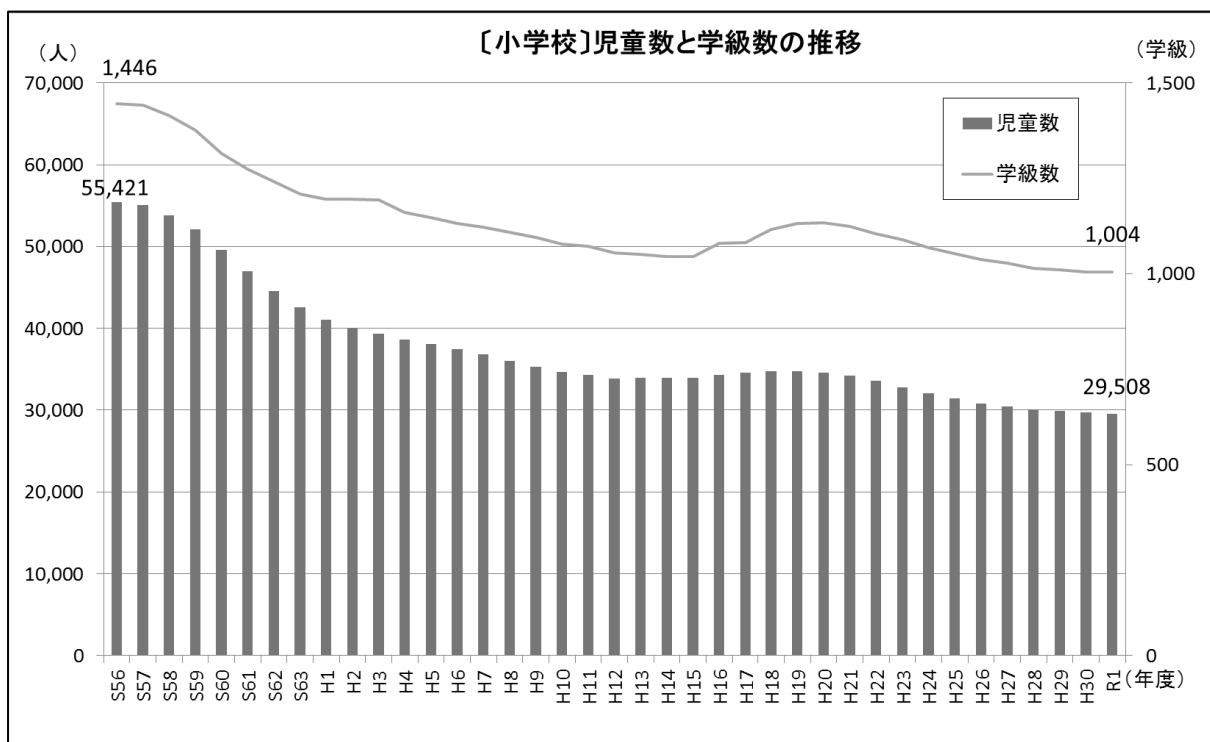
ウ 市長部局における取組

本市では、平成 21 年 3 月「姫路市総合計画 ふるさと・ひめじプラン 2020」を策定した。姫路市総合計画では、四つの基本目標の一つとして掲げる「ふれあいと賑わいある協働・交流都市」の実現に向け、市民が力をあわせて地域づくりを行い、人や情報が交流するふれあいある心豊かなまちづくりを展開するとしている。また、基本的視点として、本市における地域コミュニティの中心である自治会やその他の地縁団体、NPO 法人、ボランティア団体などの活動に対する支援の強化とともに、市民一人ひとりが市政に関心を持ち、まちづくりについて考え、主体的に行動できる機会の提供や仕組みの構築が必要としている。

このほか、地域活性化に関わる事業や施策として「がんばる地域応援事業」、「姫路市北部農山村地域活性化構想・基本計画」、「姫路市市民活動・協働推進事業計画」などがある。

2 児童生徒数の現状と見込み

(1) 児童生徒数と学級数の推移

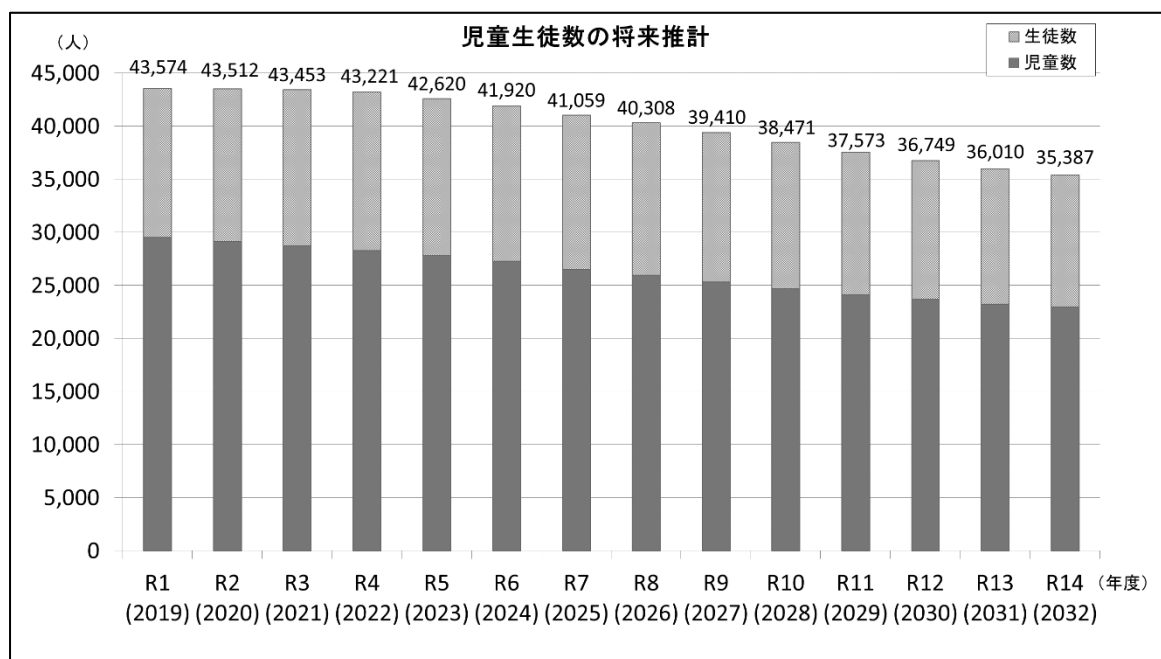


市立小・中学校の児童生徒数は、第2次ベビーブーム以降、昭和57年度の79,682人をピークに減少傾向にあり、令和元年度においては、43,574人と、ピーク時から約36,000人減少し、約55%となっている。

一方、小学校（義務教育学校を含む。）の学校数は、昭和30年代より分離新設を繰り返し、児童数のピークである昭和56年度に69校、その後、昭和59年度に73校（分校2校を含む。）に増加し、現在は69校となっている。このように、小学校の学校数はピーク時とほとんど変わらないため、学校の規模は、昭和56年度に1学校当たり21.0学級あったものが、令和元年度には14.6学級と、約70%まで小さくなっている。

次に、中学校（義務教育学校を含む。）の学校数は、生徒数のピークである昭和61年度に34校、昭和62年度に35校となり、現在に至っている。学校の規模は、昭和61年度に1学校当たり19.3学級あったものが、令和元年度には11.4学級と、約59%まで小さくなっている。（平成17年度以前については、合併前の1市4町の合計で算定している。）

(2) 児童生徒数の将来的な見込み



今後の児童生徒数は、現在の0歳から5歳までの乳幼児数から推測すると、令和7年度（2025年度）には約41,100人となると見込まれる。

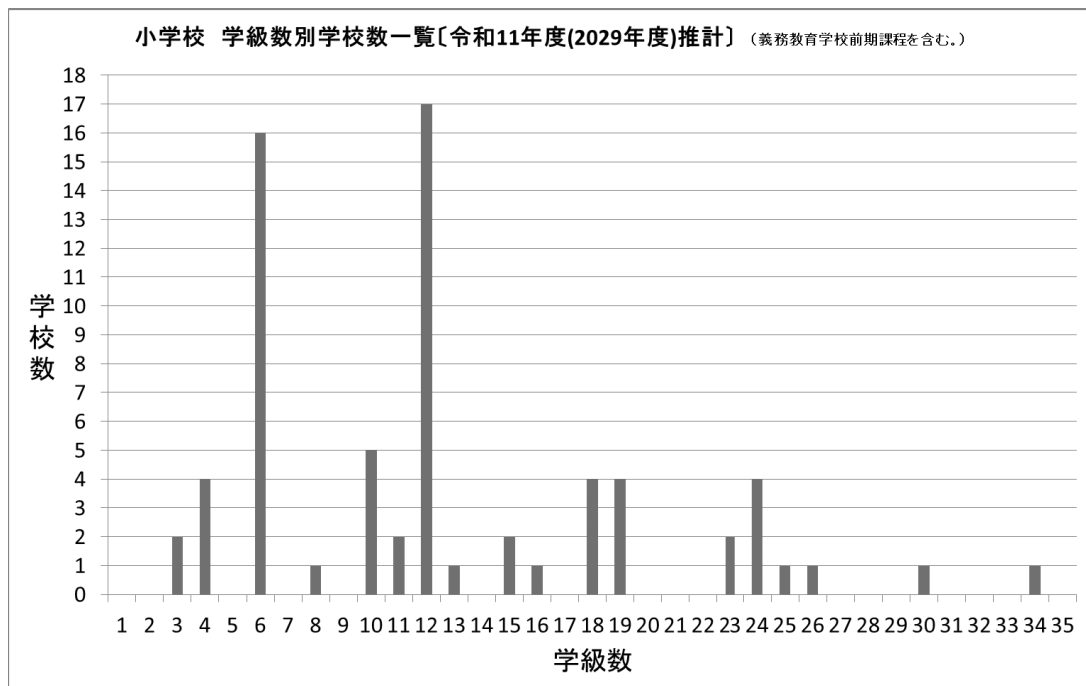
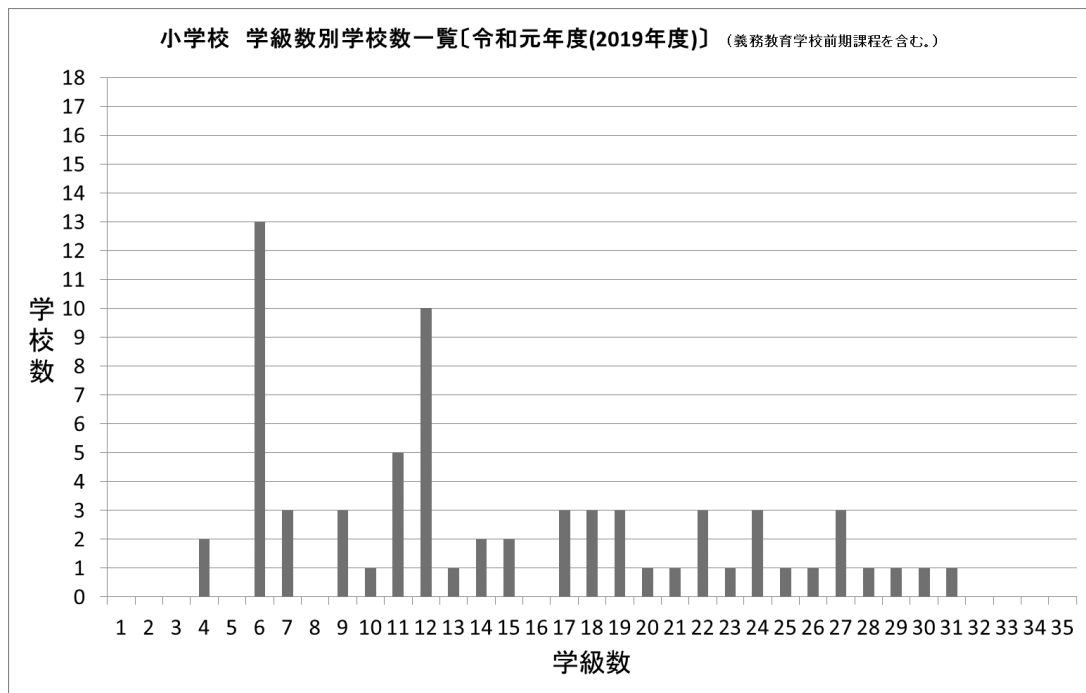
また、令和14年度（2032年度）には約35,000人となることが予測され、令和元年度（2019年度）に比べ約8,000人減少する見込みである。これは、第2次ベビーブーム以降児童生徒数がピークであった昭和57年度（1982年度）の79,682人と比べると50年間で約44%まで減少することになる。

3 学校規模について

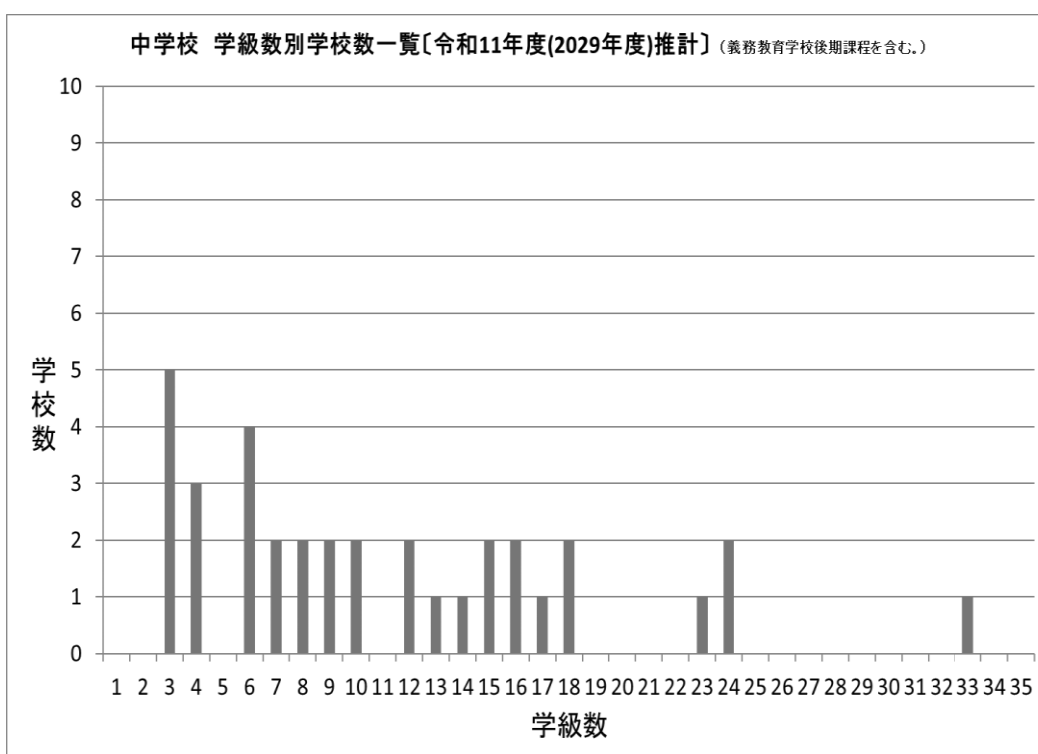
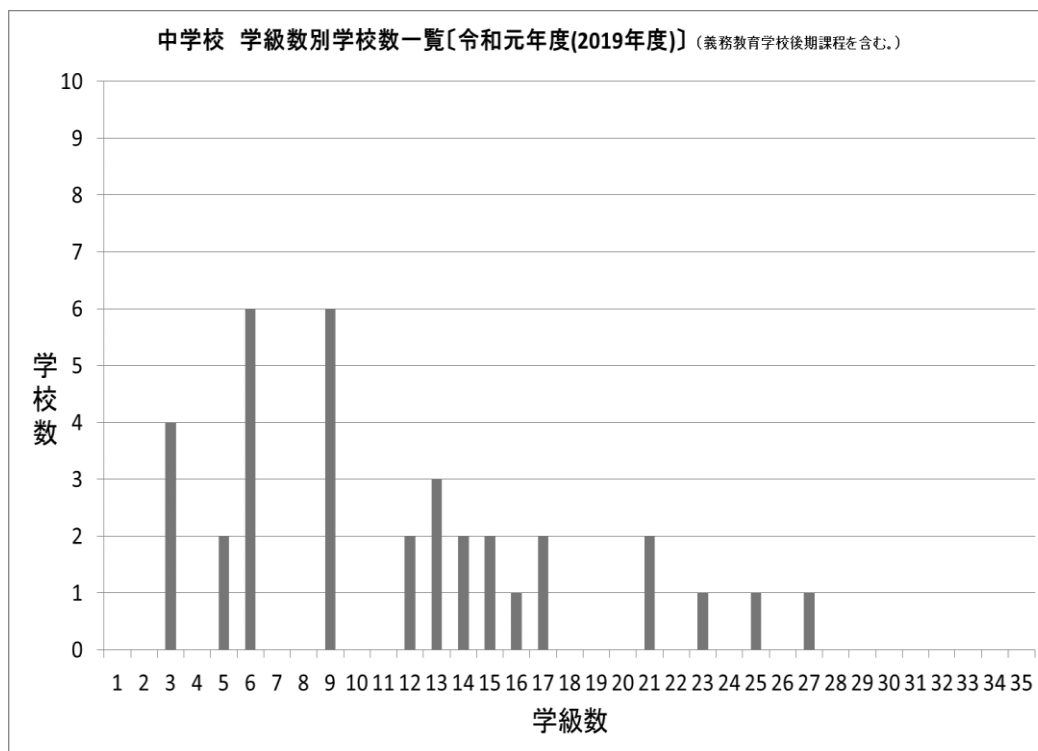
(1) 本市の現状

本市の小学校（義務教育学校前期課程を含む。）及び中学校（義務教育学校後期課程を含む。）の学級数別学校数(令和元年度(2019年度)及び令和11年度(2029年度)推計)は、以下のとおりである。

ア 小学校



イ 中学校



(2) 学校が持つ役割及び学校規模の重要性

学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけでなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、規範意識等を身に付けさせることが重要であることから、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることが望ましいものとする。

また、教員がチームを組んで児童生徒に関わることができたり、中学校では、免許を持つ専門の教科を教えることができたりすることが重要であることから、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいものとする。

このようなことから、一定の学校規模となることで、より良質な環境で教育を行うことができるようになる。

(3) 望ましい学校規模

ア 法令から

(ア) 学校教育法施行規則

学校教育法施行規則第 41 条には、「小学校の学級数は 12 学級以上 18 学級以下を標準とする」とされており、中学校においてもこれを準用する（第 79 条）となっているが、この標準は「特別の事情があるときはこの限りでない」という弾力的なものとなっている。

(イ) 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第 4 条にも (ア) と同様の規定があり、さらに、5 学級以下の学校と 12 学級～18 学級の範囲にある学校とを統合する場合には、24 学級までを適正な学校規模と示している。

イ 従前の本市の考え方から

本市教育委員会の基本的な考え方をまとめた「姫路市小学校適正規模について」（平成 21 年 3 月）においては、小学校の学級数については 12 学級以上 24 学級以下が望ましいとしている。

ウ 適正規模等に関する手引から

適正規模等に関する手引 (p. 9) には望ましい学級数の考え方として以下のとおり示されている。

「小学校では、まず複式学級を解消するためには少なくとも 1 学年 1 学級以上（6 学級以上）であることが必要となります。また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには 1 学年 2 学級以上（12 学級以上）あることが望ましいものと考えられます。

中学校についても、全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも 1 学年 2 学級以上（6 学級以上）が必要となります。また、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも 9 学級以上を確保することが望ましいものと考えられます。」

エ 本市としての望ましい学校規模

学校の持つ役割を十分に果たすため、法令や適正規模等に関する手引を参考にしつつ、本市としての望ましい学校規模について次のように考える。

(ア) 小学校

小学校については、クラス替えを可能とするためには、1 学年 2 学級以上必要であるため、12 学級から 24 学級が望ましい。

(イ) 中学校

中学校については、クラス替えを可能とするためには、1 学年 2 学級以上（全校で 6 学級以上）が必要となるが、全ての授業で教科担任による学習指導を行うためには、9 学級以上を確保することが望ましいと考えられるため、9 学級から 24 学級が望ましい。

(4) 望ましい学級規模

ア 新学習指導要領が示す教育活動

新学習指導要領では、前述したとおり、互いの考えを伝えるなどしてグループや学級全体で話し合うような言語活動を通して指導することや、グループ・ワークなどの学習形態について適宜工夫することなどが示されている。

イ 学級編制基準

兵庫県では、学級編制基準及び教職員定員配当方針（H30.4.1 改正 兵庫県教育委員会）により、小学校第 1 学年で 35 人、小学校第 2 学年から第 6 学年まで及び中学校第 1 学年から第 3 学年までで 40 人を学級編制基準としているが、新学習システム¹の導入により、小学校第 2 学年から第 4 学年は 35 人学級編制となっている。

また、複式学級の編制基準は、小学校においては、二つの学年の児童数の合計が 14 人以下、第 1 学年を含む場合は 8 人以下となっている。中学校においては、複式学級の編制基準を設定していないため、兵庫県では公立中学校に複式学級はない。

ウ 本市としての望ましい学級規模

教育水準の維持向上の観点から、新学習指導要領が示す教育活動ができ、人と人が直接ふれあいながら意見交換できるような場の方が子供たちの教育環境として望ましいことから、一定の学級規模が確保されていることが望ましいと考える。

この場合、複式学級にならない程度の人数が、望ましい規模の一つの目安となると考える。

¹兵庫県では、個に応じたきめ細かな指導による基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得や個性の伸長、基本的な生活習慣の確立、生活指導の充実を目指し、小学校第 2 学年から第 4 学年を 35 人学級編制としている。
本市においても、全ての市立小・義務教育学校の第 2 学年から第 4 学年が 35 人学級編制となっている。

4 学校配置について

(1) 学校配置についての考え方

学校の配置については、児童生徒の通学条件、つまり児童生徒の通学における負担面や安全面から考慮することが必要であることから、通学距離及び通学時間など通学の条件を目安として考えることとする。

(2) 通学の現状

本市では、大部分の児童生徒は徒歩で通学しているが、広大な面積を持つ校区もあることから、一部の学校で法令の条件の距離を超えて通学している児童生徒がいる。それらの児童生徒には、遠距離通学による負担を軽減するため、自転車や公共交通機関による通学を許可したり、スクールバスを運行したりしている。

(3) 通学距離等に関する法令基準等

ア 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令
(適正な学校規模の条件)

第4条 法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

二 通学距離が、小学校にあつてはおおむね四キロメートル以内、中学校にあつてはおおむね六キロメートル以内であること。

イ 適正規模等に関する手引

適正規模等に関する手引(p. 15、16)には、通学距離の考え方等について以下のとおり示されている。

「徒歩や自転車による通学距離としては、小学校で4 km 以内、中学校で6 km 以内という基準はおおよその目安として引き続き妥当であると考えられます²。」

「適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つということを前提として、通学時間について、「おおむね1時間以内」を一応の目安とした上で、各市町村において、(中略)判断を行うことが適当であると考えられます。」

(4) 児童生徒の通学条件

現状や法令を踏まえ、通学条件について次のとおりとすることが適当である。

ア 徒歩や自転車による通学距離については、小学校でおおむね4 km 以内、中学校でおおむね6 km 以内を目安とする。

イ 通学時間においては、おおむね1時間以内を目安とする。

²小学校5年生と中学2年生を対象に通学距離とストレスとの関係を調べた、文部科学省新教育システム開発プログラム「通学制限に係わる児童生徒の心身の負担に関する調査研究」(平成20年)によると、小学校で4 km 以内、中学校で6 km 以内という通学距離の範囲においては、気象等に関する考慮要素が比較的少ない場合、ストレスが大幅に増大することは認められなかったという結果が出ており、この調査結果を根拠としている。

(5) 学校配置を考えるときの留意点

通学距離や通学時間については、前述した通学条件を目安としつつ、児童生徒の発達段階、通学路の安全確保、道路整備の状況等児童生徒の負担面や安全面を考慮した上で実態に応じた柔軟な対応が必要である。

特に、安全面については、通学路での交通事故や犯罪を防止するため、学校、保護者、地域住民、行政、警察等が連携の上、必要な交通規制や道路標識の設置など危険箇所の改善に努めたり、地域のこども見守り隊による見守り活動が機能したりするよう、十分に調整することが必要である。

5 少子化に対応した活力ある学校づくりに向けた取組における考え方

(1) 取組の必要性

更なる少子化の進展などにより学校規模や配置による教育環境の不均衡や格差といった問題が生じる可能性がある場合には、学校規模等の適正化を図るための取組方策を実施するか、学校規模を維持しつつ学校規模の良さを生かした学校づくりを行うかなど、少子化に対応した活力ある学校づくりに取り組んでいく必要がある。

(2) 基本となる考え方

取組に当たっては、一つには学校規模により生じる可能性がある教育上の課題を解消する観点から、もう一つには新学習指導要領が目指す主体的・対話的で深い学びを実現する観点から「教育的な視点」を第一に、また、「地域とともにある学校」の視点を併せ持ち、児童生徒の育ちにとって、より良い教育環境を作るために取り組むことが必要である。

(3) 保護者や地域住民等の参画

学校教育の受益者は児童生徒であり、その保護者の声を重視しつつ検討を行っていく必要があること、また、地域が協働して魅力ある学校づくりを行い、そのことが魅力ある地域をつくり、その地域の将来につながっていくものと考えられることから、少子化に対応した活力ある学校づくりについては、保護者や地域住民等が、主体的に参画することが重要である。

また、各校区においては、「地域ぐるみで育む」という視点を持ちながら、学校、保護者、地域住民等及び行政が学校の規模により生じる可能性がある教育上の課題を共有し、少子化に対応した活力ある学校づくりについて考えていくことが必要である。

(4) 市からの支援

地域に子育て世帯が増えることで、望ましい学校規模の確保につながると考えられることから、市長部局における移住・居住が促進される仕組みの構築など地域活性化に関わる施策や、子育て支援に関わる施策の展開が期待される。

また、特色ある学校づくりに向けた事業などを展開していくためには、市として様々な支援が必要となる。

これらのことから、教育委員会のみが取組に留まらず、総合教育会議における協議・調整などを通じて、市長部局との緊密な連携の下で、少子化に対応した活力ある学校づくりを進めることが重要である。

(5) 将来的な見通しに基づく計画的な実施

取組に当たっては、持続可能性を考慮しながら、将来的な学級数及び児童生徒数の動向を捉えた上で、計画的に進めることが重要である。

(6) 検討する区域

通学距離、通学時間、通学経路等の地理的要因や、祭り、地域行事等の地域事情を考慮し、また、小中一貫教育の観点も併せ持ち、小学校区、中学校区など一定の範囲で検討することが適当である。

(7) 取組の段階及び内容

ア 第1段階：課題の認識及び共有

教育委員会が、少子化に対応した活力ある学校づくりに向けた、望ましい学校規模及び将来における適正配置に関する基本的な考え方をまとめ、これを保護者や地域住民等に示すことで、学校の適正規模・適正配置について課題を共有する。

イ 第2段階：協議及び検討

教育委員会が一方的に進めるのではなく、学校や保護者のほか、地域住民等とも教育上の課題を共有し、理解を得ながら協議を進め、取組方策の検討を行う。

ウ 第3段階：取組方策等の実施

協議及び検討の結果を踏まえ、教育委員会が取組方策等の決定を行い、実施していく。

(8) 取組方策を検討する対象

ア 学校における運営上の工夫

学校においては、教育の機会均等の確保や教育水準の維持向上を図るため、規模によるメリットを最大限に生かし、教育上の課題を緩和する様々な工夫を行いながら教育活動を行っており、望ましい規模でなければ、直ちに学校の役割を果たせないと言えない。

しかしながら、学校規模によっては、学校運営上の工夫だけでは、教育上の課題の緩和を図ることが困難となり、課題としての影響の方が大きくなる可能性があるため、望ましい学校規模を目指した取組方策の検討が必要となる。

イ 期待される効果

児童生徒数が一定規模であることにより、様々な大きさのグループによる学習活動や複数の教室を使用した習熟度別学習が可能となるなどの教育活動面での効果、一定の学級数の中でクラス替えをすることで、新しい自分づくりに挑戦しようとする意欲を育んだり、切磋琢磨による多様な価値観を醸成したりできるなどの人間関係面での効果、更には同じ学年や同じ教科等の教員間で教材研究や意見交換がしやすくなる、教員間で十分な共通理解を図ることができるなどの学校運営面での効果が期待できる。

ウ 考慮する事項

望ましい学校規模、教育環境を学級数という指標のみで判断することは早計であり、取組方策を実施することで、学習環境面や通学における安全面などで児童生徒に大きな影響を与えること、地域における学校の存在は、コミュニティの拠点としての役割も担っていること、また、児童生徒数は数十年のスパンで増減するものであるため、決して短期的に判断できるものではなく、中長期的な視点で捉える必要があること、これら種々のことを考慮しながら検討する対象を判断することが求められる。

エ 緊急性が高いと考える学校

取組方策を実施する以外の方法では教育上の課題の緩和を図ることが困難と思われる緊急性の高い学校から取組方策を検討する必要がある。

ただし、緊急性が高い学校が取組方策を実施するまでの間については、引き続き、学校施設の整備・改善や学校運営上の工夫を行いながら、学校規模により生じる可能性がある教育上の課題の緩和に努める。

(7) 特に小規模な学校

1～5学級の小学校は、複式学級を有する規模であり、教員に特別な指導技術が求められ、実験・観察など長時間の直接指導が必要となる活動に制約が生じるなどの課題があると考えられるため、学校運営上の工夫だけでは教育上の課題の緩和を図ることが困難となる可能性がある。

したがって、短期的には1～5学級³の小学校について、望ましい学校規模に向けた具体的な取組方策を検討することが必要であると考ええる。

(4) 特に大規模な学校

大規模な学校については、音楽会を2部制で開催するなど学校行事を分割して実施していること、使用する教室に余裕がなく、少人数指導等に使用する教室の確保ができないことなどの課題が生じる場合がある。

ただし、更なる少子化の進展を踏まえると、大規模校より小規模校について早急に対応すべき教育課題があると考えられることから、大規模校への取組としては、原則として、引き続き、学校施設の改修等と学校運営上の工夫によって対応をしていきながら、将来的にも人口が増える校区について協議及び検討を進めるのが適当である。

しかしながら、31学級以上の学校規模となると、校外学習等において見学内容が制限される、教員集団として児童生徒の個性や行動を把握し、きめ細かな指導を行うことが困難になる、少人数指導を実施するための教室が確保できないなど、教育の機会均等の面で課題が生じる可能性がある。

したがって、短期的には、31学級以上の小・中学校について、望ましい学校規模に向けた具体的な取組方策を検討することが必要であると考ええる。

ただし、30学級以下の学校についても、敷地面積や学校施設等の兼ね合いで課題が生じる可能性があるため、31学級というラインは厳密に捉えない方が良く考える。

³ 「1～5学級」とは、1～5学級の学校と、6学級の学校のうち学級編制基準上複式学級を有することとなる規模の学校を含む。

(9) 取組方策

望ましい学校規模を目指すための具体策として、次のようなものが考えられる。

ア 通学区域（校区）の見直し

(ア) 概要

小規模校や大規模校において、又は、就学指定校への通学距離が直近の学校までの距離に比べ著しく遠い場合等において、通学区域の見直しを行う。

(イ) 効果

- ・一定規模の児童生徒集団を確保できる。

（大規模校と小規模校間が特に効果的）

- ・通学距離が平準化する。

(ウ) 課題

- ・地域住民の理解が必要である。
- ・小規模校間では望ましい学校規模とならない。

イ 学校選択制の導入

(ア) 概要

市内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認める自由選択制度や、就学を希望することができる学校を限定する隣接区域選択制度、特定の学校について、通学区域に関係なく、市内のどこからでも就学を認める小規模特認校制度などがある。

(イ) 効果

小規模特認校制度については、指定校の児童生徒数の増加が期待される。

(ウ) 課題

- ・自由選択制度や隣接区域選択制度については、特定の学校に希望が集中したり、小規模校がより小規模化したりする恐れがある。
- ・地域に根ざした教育が困難である。

ウ 統合

(ア) 概要

隣接学校と統合し、学校規模を拡大する。

(イ) 効果

一定規模の児童生徒集団を確保できる。

(ウ) 課題

- ・通学距離が長くなる児童生徒に対して、新たな通学手段を確保する必要がある。
- ・児童生徒が、環境変化への対応を求められる。
- ・地域との関係の希薄化が危惧される。

エ 学校施設の増築

(ア) 概要

校舎、教室等を増築する。

(イ) 効果

多様な教育活動を展開できる。

(ウ) 課題

- ・財政負担が大きい。
- ・将来、児童生徒数が減少した場合には、余剰施設となる。

オ 学校の分離・新設

(ア) 概要

学校を新設し、既存校から分離する。

(イ) 効果

望ましい規模の児童生徒集団となる。

(ウ) 課題

- ・財政負担が大きい。
- ・分離後の学校が、将来的に小規模校となる可能性がある。

6 少子化に対応した活力ある学校づくりに向けた取組の進め方

(1) 第1段階

教育委員会は、基本方針策定後、中学校区単位で学校や保護者、地域住民等を対象とした説明会を開催するなど、市内の全ての校区に対して、基本方針の周知を図る。

その際には、当該校区等の小・中学校の児童生徒数や学級数の将来推計を提示するなど、学校規模により生じる可能性のある教育上の課題の共有を図る。

(2) 第2段階

少子化に対応した活力ある学校づくりに向けた取組方策を検討する必要がある学校において、地域で協議する場（以下「学校地域協議会」という。）を設置する。

ア 協議及び検討に当たっての基本姿勢

- ・「教育的な視点」を第一において、子供の育ちにとって、より良い教育環境を作ることを目的とすること。
- ・学校や行政のみならず、保護者や地域住民等においても、主体的に協議に参画すること。
- ・新しい学校づくりに向けて、当該校区の課題やその改善点を話し合いながら、学校の将来ビジョンを保護者や地域住民等と構築し、共有すること。

イ 対象となる学校

10年間程度の児童生徒数の将来推計において、小学校で1～5学級⁴及び小・中学校で31学級以上の規模が、その期間内で、おおむね5年以上続くと見込まれる学校から、学校地域協議会を設置する。

その他、保護者や地域住民等が協議を希望した場合も設置することができることとする。

ウ 学校地域協議会の構成

学校地域協議会は、学校評議員会の構成などを基に、校区内の就学前施設・小学校・中学校の保護者代表や学校関係者、自治会代表、各種地域活動団体代表などを加えて組織することが望ましい。その際には、教育委員会のほか、市関係部局が情報提供や調整等の支援を行う。このほか、協議においてアドバイスしたりサポートしたりする者の参加も考えられる。

学校地域協議会を設置していない学校でも、学校評議員会など保護者や地域住民等が集まる場において、継続的に学校規模により生じる可能性のある教育上の課題を共有し、望ましい学校の在り方や教育上の課題の緩和策を考えていく。

エ 手順

学校地域協議会は、おおむね1年以内を目途として、協議を行い、合意形成を図ることとする。

(3) 第3段階

教育委員会は、学校地域協議会において協議された結果を踏まえ、各学校の具体的な取組方策等を決定し、学校、保護者、地域住民等及び行政が協働して実施していく。

⁴ 「1～5学級」とは、1～5学級の学校と、6学級の学校のうち学級編制基準上複式学級を有することとなる規模の学校を含む。

(4) 検討する取組方策

ア 小規模な学校の取組方策

取組方策として、「通学区域（校区）の見直し」、「学校選択制の導入」、「統合」が考えられる。

まずは、「通学区域（校区）の見直し」を行うことで解消できないかを考え、「通学区域（校区）の見直し」によって小規模校が解消しない場合は「統合」を考える。

ただし、地域が、学校を当該地域コミュニティの存続や発展の中核的な施設と位置付け、地域を挙げてその充実を図ることを希望する場合は、「学校選択制」のうち、児童生徒数の増加が期待される「小規模特認校制度」を活用することも、取組方策の選択肢の一つとする。

イ 小規模特認校制度の導入

(ア) 導入の理由

小規模特認校の取組によって児童数の増加が期待されることから、また、望ましい学校規模に向けた取組に当たっては、「地域とともにある学校」の観点から、少人数ならではのきめ細かな指導や、地域の特性を生かした活動といった、特色ある教育活動を行うなど、小規模であるがゆえの良さを生かしながら、学級や学校を活性化させる方策として、小規模特認校制度を導入する。

(イ) 認定に当たっての留意点

小規模特認校の認定に当たっては、周辺環境を生かすなど独自性を持った特色ある教育活動の取組状況や学校、保護者、地域住民等の連携状況などを総合的に勘案し、決定する必要がある。

市内全域から就学を認めることによって、それだけで児童が集まってくるということではなく、校区外から児童やその保護者が就学を希望するような魅力ある学校にするための教職員の工夫に加えて、その地域の保護者や住民等の関わりも重要となる。

(ウ) 対象校及び目標

小規模特認校については、1～5学級の小学校を対象とし、魅力ある教育活動により、全学年で1学級以上を目指す。

(エ) 制度の運用

小規模特認校として認定されている間も学校地域協議会は継続的に開催し、認定による教育環境改善の状況について検証しながら、望ましい学校規模に向けた具体的な取組方策や課題解消策について協議を行う。

なお、一定期間内（原則として5年間）に、全学年1学級以上とならない場合は、統合等の取組方策を進める。また、地域活性化の観点においては、例えば、Uターン数、Jターン数、Iターン数などは、その地域への移住・居住の状況を知る指標となると考えられる。

(オ) 課題

小規模特認校の取組により、通学区域が広範囲となり、児童の通学上の負担が発生したり、校区外から通学している児童生徒にとっては、自分の住んでいる地域での友人関係が希薄になったりする可能性がある。

また、家庭訪問を密に行う必要が出た場合、広範囲に及び、教職員の負担が多くなることが考えられる。

(カ) 市からの支援

魅力ある教育活動の実現に向けては、教育委員会のほか市関係部局から他都市の取組事例を紹介するなど情報提供を行うとともに、学校、保護者、地域住民等及び行政が共に知恵を出し合い、取り組んでいく。

また、児童数の維持・増加のためには、市長部局における地域活性化や子育て支援に関わる施策の展開が期待され、魅力ある教育活動の実現のためには、市として様々な支援が求められる。

ウ 大規模な学校の取組方策

取組方策として、「通学区域（校区）の見直し」、「学校選択制の導入」、「学校施設の増築」、「学校の分離・新設」が考えられる。

まずは、「学校施設の増築」や改修を行うことで教育上の課題の緩和ができないかを考え、それが困難な学校に対しては、「通学区域（校区）の見直し」や、隣接校が小規模な学校の場合は大規模な学校から小規模な学校への就学のみを認める「学校選択制の導入」について検討する。

「学校の分離・新設」については、更なる少子化傾向であることや学校用地の確保が困難なこと、加えて、多大な財源が必要なことから、大規模校の状態が恒久的なものかどうかなど慎重に判断し、恒久的なものではないと見込まれる場合には、原則として仮設校舎を建設し、児童生徒を受け入れながら、学校規模により生じる可能性のある教育上の課題の緩和を図ることが適当である。

しかしながら、これらの取組方策を講じてもお教育上の課題の緩和を図ることが困難な場合は、「学校の分離・新設」について検討する。

(5) 特色ある学校づくり

学校地域協議会においては、当該校区における課題やその改善点を話し合いながら、望ましい学校規模に向けて取組方策を実施した後の学校の将来ビジョンを保護者や地域住民等と構築、共有し、例えば、次のような事柄について協議し、特色ある学校づくりを目指すことが重要である。

ア 保護者や地域住民等の参画により学校運営の改善に取り組む「学校運営協議会制度」（コミュニティ・スクール）を導入するなど、保護者や地域住民等と学校のより密接な協働関係を構築する。

イ 学校施設等を活用して、全ての子供が放課後等における多様な体験・活動を行うことができるようにするなど、地域で子供を育てる体制を構築する。

ウ 小中学校段階を一体的に捉えることにより、学校行事の活性化、異学年交流の機会拡大、小中学校教職員協働の授業研究やT T（ティームティーチング）による授業の実施、学習指導要領の内容の柔軟な組替えによる新しい教育課程の編成など、義務教育学校への移行も視野に入れながら小中一貫教育の更なる充実を図る。

エ 各教科や総合的な学習の時間等を有機的に関連させ、校区内の多様な文化・風土・歴史・産業等の教育資源や地域の人材を積極的に活用した教育活動を展開することにより、地域学習やふるさと教育など、特色ある教育を実施する。

オ ユネスコスクールの指定や文部科学省などによるキャリア教育、食育などの研究指定を活用する。

カ 校区内でのコミュニティの拠点となり得る施設の有無を考慮した上で、地域への学校開放など、地域における活用方法を検討する。

(6) 取組方策を協議する際の留意事項

ア 通学に関する配慮

取組方策の実施により、通学距離が小学校でおおむね4 km、中学校でおおむね6 km を超える場合は、スクールバスの運行や公共交通機関による通学の許可などにより、安全な通学手段を確保する必要がある。

なお、通学時間はおおむね1 時間以内とし、児童生徒が登校後スムーズに学習活動に入れるよう配慮する必要がある。

イ 児童生徒にとっての環境変化への対応

取組方策の実施による新たな環境への適応を継続的に支援する観点から、必要に応じて、スクールカウンセラー等の支援を受けられる体制の整備、加配教員の配置、不安や悩みに関するアンケート調査の実施、家庭訪問又は面談の実施、統合を検討する場合は統合前の学校の教員を統合後の学校へ優先的に配置等の工夫を行う必要がある。

また、通学区域（校区）の変更を検討する場合は、取組方策を実施するまでに該当校間で児童生徒、教職員、PTA、地域等の交流事業や連携事業等に取り組むなど、取組方策の実施による児童生徒の不安感の解消について検討する。

ウ 地域と学校との関わり等への配慮

地域の歴史的・文化的な背景や地域における学校の位置付けなどに配慮を要するほか、本市においては、一部の地域を除き、小学校の校区が連合自治会といった地域コミュニティの活動区域と重なっていること、地域における見守り活動やあいさつ運動などを通じて、地域の中で子供たちが育まれていること、また、取組方策の実施により、通学する学校が居住地の学校と異なる場合もあること、これらのことから、地域コミュニティの活動区域等への配慮が求められる。

エ 学校の特色ある教育活動や伝統の継承

統合を検討する場合、統合までに実施していた地域資源を活用した環境学習などの特色ある教育活動や、太鼓や獅子舞など伝統的な文化を学習する活動について、新しい学校においても継続して取り組むなど、継承方法についても検討する。

オ 市民への情報提供

各学校の状況については、教育委員会のホームページなどを通じて、広く周知することで、市民の関心を高め、理解を深めながら検討を進めることが必要である。

カ 学校跡地の活用

学校施設は、防災拠点としての役割や、地域における文化・スポーツの活動拠点としての側面を持っている。学校施設がこうした側面を持つことを踏まえ、学校跡地の活用については、学校に代わる地域コミュニティのための施設として活用する観点からも、その在り方を検討することが望ましい。

7 中長期的な課題又は附帯する課題

(1) 学級規模の視点

望ましい学校規模について検討を進めていく中で、1 学校当たりの学級数のみならず、1 学級当たりの児童生徒数の視点も加えて検討していくことが望ましい。

審議の過程では、「1 学級の人数は、最大でも 30 人、できれば 20 人が望ましいと考える。」「色々意見を出し合える規模を考えると、16 人程度は欲しい。」などの意見があった。

(2) 学校施設の複合化

少子化に伴い、空き教室が発生することもあるため、将来的には、学校施設を地域の公共施設として捉え、福祉施設などとの複合化について検討することが求められる。

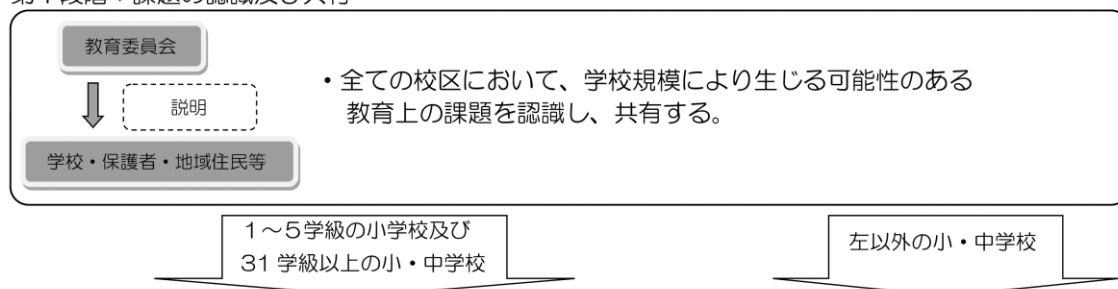
他都市では、老人福祉施設や子育て支援センター、保育所等と複合化している事例がある。

(3) 地域づくりの議論への発展

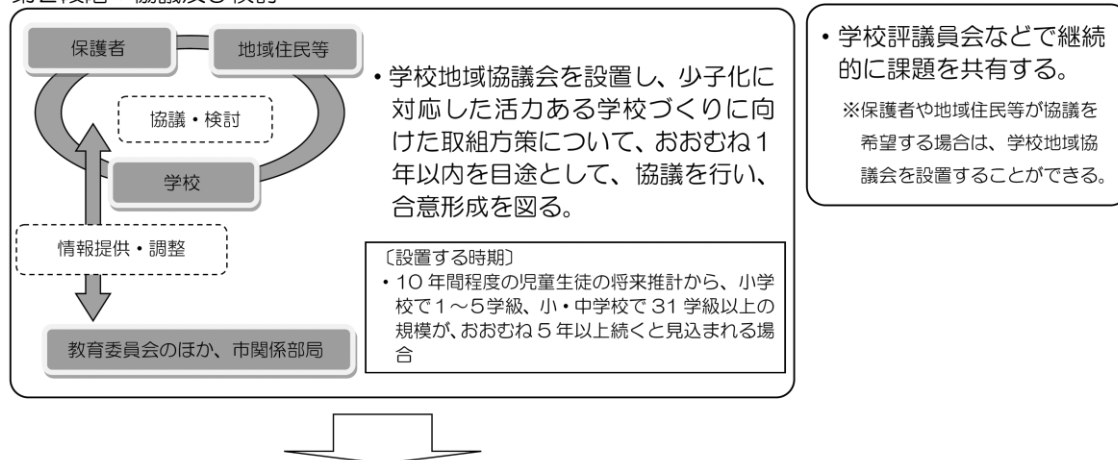
人口減少社会の到来、地方経済の規模縮小が懸念される中、保護者や地域住民等と協働するといったこの取組を一つのきっかけとして、将来的には、地域において、地域の諸課題を発掘し、解決方法を検討するような組織を構成し、地域の将来を見据えたビジョンを描き、地域づくりを議論することへと発展していくことが期待される。

少子化に対応した活力ある学校づくりに向けた取組の流れ【フロー図】

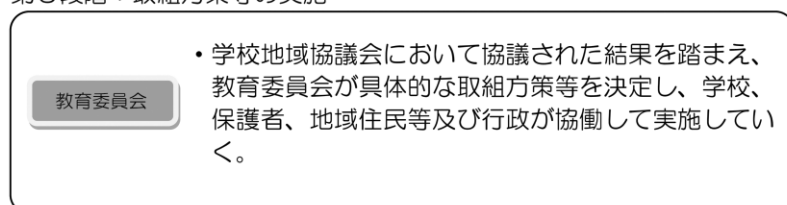
第1段階：課題の認識及び共有



第2段階：協議及び検討



第3段階：取組方策等の実施



資 料

姫路市立小中学校適正規模・適正配置審議会について

1 姫路市立小中学校適正規模・適正配置審議会設置

平成 30 年 6 月 29 日～令和元年 12 月 17 日

2 委員名簿（敬称略、会長、副会長以外は五十音順）

役 職	氏 名	職 名 等
会 長	梶 田 叡 一	桃山学院教育大学 学長
副会長	名須川 知 子	兵庫教育大学 教授
委 員	大 野 幸 一	姫路市連合自治会 会長
委 員	荻 多 典 子	姫路市連合 PTA 協議会
委 員	鍛 示 芳 子	姫路市立船場小学校 校長（第 1 回～第 7 回）
委 員	米 谷 啓 和	公募
委 員	白 井 久 也	公募
委 員	中 條 浩 樹	姫路市立朝日中学校 校長（第 8 回～第 11 回）
委 員	中 嶋 和 宏	姫路市立置塩中学校 校長（第 1 回～第 7 回）
委 員	松 尾 弘 子	姫路市立白鳥小学校 校長（第 8 回～第 11 回）
委 員	村 上 慎 吾	連合兵庫西部地域協議会 副議長
委 員	横 田 智	姫路市連合 PTA 協議会

3 策定経過

日 程	項 目
平成 30 年 6 月 29 日	第 1 回審議会（諮問、動向、現状、学校の特徴、適正な規模の考え方）
7 月 27 日	第 2 回審議会（適正規模・配置に向けた方策、具体的な取組）
8 月 20 日	第 3 回審議会（取り組む際の留意事項、小規模校の存続）
11 月 9 日	第 4 回審議会（地域とともにある学校、学校規模、学校配置）
12 月 21 日	第 5 回審議会（大規模校の適正化、小規模特認校制度）
平成 31 年 2 月 4 日	第 6 回審議会（小規模特認校制度、中学校の取組）
3 月 18 日	第 7 回審議会（保護者等の関わり、活力ある学校づくりに向けた取組）
令和元年 5 月 13 日	第 8 回審議会（中間まとめの検討）
7 月 8 日	第 9 回審議会（中間まとめの検討）
9 月 19 日～ 10 月 18 日	市民意見（パブリック・コメント）の募集 〔171 通 337 件〕
11 月 15 日	第 10 回審議会（市民意見の募集結果、答申案）
12 月 17 日	第 11 回審議会（答申）
令和 2 年 2 月 13 日	定例教育委員会議決

4 姫路市立小中学校適正規模・適正配置審議会条例

姫路市条例第3号

平成30年3月28日

姫路市立小中学校適正規模・適正配置審議会条例

(設置)

第1条 市立小学校及び市立中学校の望ましい学校規模及び将来における適正配置に関する姫路市立小中学校適正規模・適正配置基本方針（以下「基本方針」という。）を策定するため、姫路市立小中学校適正規模・適正配置審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、基本方針の策定について必要な事項を調査審議し、教育委員会に答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、10人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民
- (3) 各種団体から推薦された者
- (4) その他教育委員会が適当と認める者

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 会議は、委員の総数の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、これを公開する。ただし、委員の発議により、出席委員の過半数で議決したときは、公開しないことができる。

6 審議会は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴取することができる。

(部会)

第6条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(失効)

2 この条例は、第2条の規定による答申が行われた日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 最初に招集される会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。